

# Namrun Quarterly

ナムランクォーターリー

発行所／苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2丁目6番8号 堂島ビルディング7階 制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>



## Index

バンコク・台湾出張  
…1

【苗村法律事務所のファイルより】  
馳名商標～中国における  
著名商標の保護～  
…2～3

【最近の判例から】  
M&Aにおける  
表明保証条項の法的意義  
…4～5

【事務局から】  
～春の京都にて～  
製薬会社法務部の皆様への  
法務研修会  
…6

## バンコク・台湾出張

3月にタイ王国・バンコク、4月に中華民国・高雄と続けて海外出張に行ってきました。

バンコクでは以前仕事を一緒にしたり、会合で知り合った弁護士さんと会い、今後様々な案件を気軽に依頼できるようお願いしてきました。バンコクは私が、92年～93年を暮らした街。1日、2日と滞在すると、頭の中はタイ語モードに切り替わり、一緒に行ってくれた友人のお買物の値切り交渉もお手の物。そんな私にとっての初めてのものは、スカイトレインでした。まだ路線は少ないのですが、ビジネス街、ショッピングエリアを効率よく結んでロッチェット（車＋くっつく＝渋滞）を避けるには一番でした。休日には水上マーケットを楽しみ、象に乗って、微笑みの国で、なぜか象使いのおじさんから高いお土産物を買われたり…。でも、第2次世界大戦で、実質、中立を保ったタイでは、親日家も多く、かつて、住んでいたときに、タマサート大学の学生さんから、「日本は、西洋の合理性、利便性を取り入れながら、なお、独自の文化を保つすばらしい国」と評してもらったように、私たちへの目は同じく温かなものでした。

一方の台湾には、初めて行きましたが、台北近くの空港からN700系の新幹線に乗って1時間半、高雄は、公称200万人（もっと多くの方が住んでいるように感じました）の台湾第2の都市で、道路も広く、整然とした町並みを持つ美しい街です。外部監査役を務める会社の子会社の開設記念式典では、獅子舞で祝ってもらいました。工場は広く、しかも街の中心からも港からも近く、優秀な人材を集めるのにも、迅速

に輸出をするにも適しています。式典夜の、現地の従業員の皆さんとの懇親会では、皆さん、「台湾はどうか（貴方にとって良いところか）」と聞いてくれます。一日お休みをもらい、台北の北、故宮博物館を一人、訪れた際のタクシーでも、日本人と分かると、さっと日本の演歌（なぜ？）を掛けてくれました。高度の技術を持ち、また、親日家も多く、人柄が優しい印象です。

この二つの海外出張の間に、日本では未曾有の悲劇が起こりました。日本で、ほぼ唯一とされたカントリーリスク、地震津波の威力がこんなに恐ろしいものだ、初めて知りました。その影響は原発の事故とともに、経済的な大打撃ともなっており、さらには大きくなっていきます。企業としては、少しでもリスク分散することの大事さを、そしてそこにはコストを掛けざるを得ないことを学ぶしかありません。そんなときには、国を越えての拠点の併設も選択肢となるでしょう。コストを下げるための海外移転でなく、リスクを分ける為に海外併設を考えると、コストは期待するほど下がらないにしても、親日的で、技術力、インフラが相応にしっかりしているタイや台湾は、迅速に、かつ安全に業務を行えるという意味で、再度海外拠点として見直されるのではないかと考えた次第です。



写真：しゃくやく(上)、ピオラとアネモネ(下)



苗村 博子  
(なむら ひろこ)

スカイトレインの前で(持っているのは切符)

# 馳名商標～中国における著名商標の保護～

## 第1 はじめに

中国市場には世界各国から多くの企業が進出しており、中国におけるブランド保護の重要性はますます高まっています。著名商標の保護に関する制度は各国にあります。今回は、中国の馳名商標制度をご紹介します。

## 第2 馳名商標の意義

中国では、中華人民共和国商標法<sup>\*1</sup>（以下「商標法」といいます）に基づき、国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」といいます）が全国の商標登録及び管理業務を主管しており（商標法2条1項）、商標局の審査を経て登録された商標を登録商標といい、商標登録者が商標専用権を有します（商標法3条1項）。

商標登録を経ていない限り商標法による保護を受けられないのが原則ですが、馳名商標の場合、商標登録がされていなくても、一定の法的保護を受けることができます。

すなわち、同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で未登録の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ馳名商標と容易に混同を生じさせる場合には、その登録と使用が禁止されます（商標法13条1項）。

また、馳名商標が既に商標登録されているときは、同一又は類似でない商品について出願した商標が、中国で登録されている馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、馳名商標権者の利益に損害を与え

るおそれがある場合には、その登録と使用が禁止されており（商標法13条2項）、登録済みの馳名商標に関しては、同一又は類似の商品・役務の範囲を超えて、保護が図られています。

そして、商標法13条の規定に違反して登録された商標に対して、商標所有者又は利害関係人は、登録日から5年以内に商標評審委員会<sup>\*2</sup>に取消裁定を請求することができ、また、悪意による登録の場合は5年の期間制限を受けません（商標法41条2項）。

さらに、商標所有者は、他人がその馳名商標を企業名称として登記し、公衆を欺き又は公衆に誤解を与えるおそれがあると認めるときは、企業名称登記主管機関に対して当該企業名称登記の抹消を請求することができます（商標法实施条例53条等）。

## 第3 馳名商標の認定

### 1 行政による認定

馳名商標の認定に関しては、特別な手続があるわけではなく、個々の審理の中で認定・判断されることになります。

この点、商標登録、商標審査の過程において紛争が生じた場合、関係当事者は、商標局又は商標評審委員会に対して、馳名商標の認定、商標法13条に違反する商標登録出願の拒絶、又は商標法13条に違反する商標登録の取消しを請求することができますとされています（商標法实施条例5条1項）。

国家工商行政管理総局「馳名商標の

認定と保護に関する規定」（以下「馳名商標規定」といいます）では、馳名商標は「中国において関連公衆に広く認知され、比較的高い名声を有する商標」と定義されています（馳名商標規定2条1項）。すなわち、馳名商標として認定を受けるには中国における著名性が要求されています。

商標法14条は、馳名商標の認定の際に考慮すべき要素として、①関連公衆の当該商標に対する認知度、②当該商標の使用継続期間、③当該商標の宣伝活動の継続期間、程度及び地理的範囲、④当該商標の馳名商標としての保護記録、⑤当該商標の馳名性を基礎づけるその他の要素を挙げています。

そして、馳名商標規定3条は、馳名商標であることを証明する証拠資料として、①関連公衆の当該商標に対する認知度を証明する関係資料、②当該商標の使用継続期間を証明する関係資料（商標の使用、登録の経緯及び範囲に関する資料が含まれます）、③当該商標の宣伝活動の継続期間、程度及び地理的範囲を証明する関係資料（広告宣伝と販促活動の方法、地理的範囲、広告メディアの種類及び広告投入量等に関する資料が含まれます）、④当該商標が馳名商標として保護された記録を証明する関係資料（当該商標が中国又はその他の国及び地域において馳名商標として保護を受けたことに関する資料が含まれます）、⑤当該商標が馳名であることを証明するその他の証拠資料（当該商標が使用された主要な商品の直近3年

間の生産量、販売量、販売額、利益及び販売地域等に関する資料が含まれます)を挙げています。

## 2 司法による認定

商標局や商標審査委員会だけでなく、日本の裁判所に相当する人民法院も馳名商標を認定する権限を有しています。

最高人民法院「馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(以下「馳名商標司法解釈」といいます)では、馳名商標は「中国国内で関連公衆に広く認知されている商標」と定義されています(馳名商標司法解釈1条)。馳名商標規定と若干表現は異なっていますが、同じく中国国内において著名であることが要求されています。

また、当事者が、商標が馳名であると主張する場合に提出すべき証拠として、①当該商標を使用した商品の市場シェア、販売区域、利益・税金等、②当該商標の使用継続期間、③当該商標の宣伝・販促活動の方法、継続期間、程度、投入資金額、地域範囲、④当該商標が馳名商標として保護を受けた記録、⑤当該商標が有する市場名声、⑥当該商標が既に馳名であることを証明するその他の事実に関する各証拠が挙げられています(馳名商標司法解釈5条1項)。

したがって、馳名商標の認定を求める場合には、商標法14条、馳名商標規定及び馳名商標司法解釈における分類を参考にして中国における当該商標の使用状況・宣伝状況等の事実関係を整理して主張立証していくことが重要であると考えます。

## 第4 馳名商標認定の影響

馳名商標の認定は、個別案件の中で行

われ、その案件でのみ有効であるのが原則です。

ただし、商標局及び商標審査委員会では、受理した事件が、馳名商標として保護を受けた事件の保護範囲と基本的に同一であって、かつ相手当事者が当該商標の馳名性について異議がない場合、又は異議があっても当該商標が馳名ではない証拠を提出することができない場合には、事件を受理した工商行政管理部門は当該保護記録の結論に基づいて、裁定・処理をすることができます(馳名商標規定12条2項)。

また、人民法院でも、提訴された商標権侵害又は不正競争行為の発生前に、人民法院又は工商行政管理部門によって馳名商標であると認定され、当該商標が馳名であることに對し被告に異議がない場合、人民法院は当該商標を馳名であると認定しなければならないとされています(馳名商標司法解釈7条)。

## 第5 外国著名商標の保護

前記第3のとおり、馳名商標として認定を受けるためには、中国において著名性を獲得していることが要求されるため、外国において著名な商標であっても、中国で著名でない商標は、中国では馳名商標として保護されず、第三者が中国で商標登録出願した場合には登録を受けることがあり得ます。やはり、事前の対策として、適時に中国における商標出願・登録を行うことが重要です<sup>※3</sup>。

なお、日本であれば、外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的をもって使用をするものについては商標登録を受けることができないとされています(日本商標法4条1項19号)。

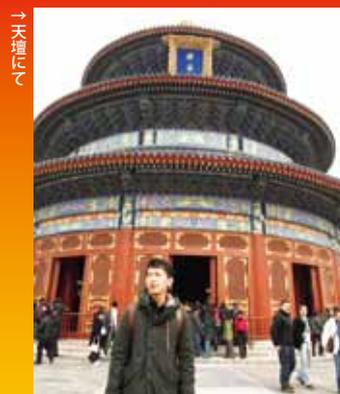
※1 商標法は1982年に制定され、1993年と2001年に改正が行われています。現在3度目の改正作業が行われています。  
※2 国家工商行政管理総局に設置された商標紛争事案の処理を担当する機関です(商標法2条2項)。  
※3 中国における冒認出願に関しては、ジェトロ北京センター知的所有権部「中国商標権冒認出願対策マニュアル2009年改訂増補版」(2009年3月)において詳細な検討がされています。

中島 康平  
(なかじま こうへい)



研修先の毅弘律師事務所にて

平成22年12月から平成23年3月まで中国・北京市で語学と法律実務の研修に行きまして参りました。



→天壇にて



↑天安門にて

次号で中国留学記をお伝えします

# M&Aにおける 表明保証条項の法的意義



チューリップ(ユリ咲き)

## 第1 表明保証条項とは？

M&Aの際の、事業譲渡契約、株式譲渡契約など、一定の時点における契約当事者や目的物の内容等について、表明保証する条項が設けられる事が多い。表明保証とは、一定の時点における契約当事者に関する事実や契約目的物の内容等に関する事実について、当該事実が真実かつ正確である旨を、一方当事者が他方当事者に対して表明し、かつその内容を保証するものである<sup>\*1</sup>。

英米法では、Representations and Warrantiesと言われ、免責条項 (Indemnity Clause) とセットで、表明保証した事項が誤っている際に、それを信じた相手方に生じた損害を補償することとなっているが、日本法上その法的意義、効力については、確たるものがない。

しかし、M&Aや欧米流のプロジェクトファイナンスの浸透に従い、表明保証条項の法的効力が争いになった裁判例も出てきた。これらの裁判例を通して、その法的意義を検討する。

## 第2 近時の表明保証に関する裁判例の概要

### ① 東京地裁平成18年1月17日判決

〔事実関係〕 Xが、Y1～Y3との間で、監査法人に委任してデューデリジェンス (DD) を実施した後、Yらが保有する消費者金融会社全株式を約2ヶ月前の時点の貸借対照表に基づく財務状況から評価された株価で買い取るの株式の譲

渡契約を締結した。その後Aが評価時前の期において赤字決算回避のため、元本に充当していた和解債権について、利息へ充当したことにして、元本につき貸倒引当金の不計上が判明した。

Xは、本件株式譲渡契約におけるAの財務諸表及び貸出債権の残高が完全且つ正確だと各表明保証条項に違反を理由に、不当に資産計上された利息充当額の損害金を求め、訴えを提起した。

〔判旨〕 判決は、本件和解債権処理に関して、表明保証条項違反を認め、損害賠償請求を認容した。本判決は、「XがYらが本件表明保証を行った事項に関して違反していることについて善意であることがXの重大な過失に基づく認められる場合には、公平の見地に照らし、悪意の場合と同視し、Yらは本件表明保証責任を免れると解する余地があるというべきである。」とも判示しながら、本件では、DDは買主の権利であって義務ではなく、買収交渉の限られた期間に行われること、和解債権の精査方法について特段の問題がなく、Aの作成した財務諸表等が会計原則に従って処理がされていることを前提としてDDを行ったことは通常の処理であって、それ自体は特段非難に値しないとして、重過失を認めなかった。

### ② 東京地裁平成19年7月26日判決

〔事実関係〕 Xは、Y1から、飲食店の経営等を行うY1の子会社Aに関する業

務提携やM&Aによる買収を持ちかけられて交渉の後、Yら (Y1～Y3) との間でAの株式譲渡に係る基本契約を締結した。

Xは、Aの資産は、契約前のYらの説明よりはるかに価値の低いものであり、原告が合計3億円あまりの損害を被ったとして、Yらに損害賠償請求を求め、出訴した。

〔判旨〕 判決は、本件が企業買収に関することを理由に、表明保証条項は、「企業買収に応じるかどうか、あるいはその対価の額をどのように定めるかといった事柄に関する決定に影響を及ぼすような事項について、重大な相違や誤りがないことを保証したもので、」免責条項は、その保証に違反があった場合に損害補償に応じる旨を定めたものであると解するべきであり、財務諸表の内容が「重要な」点において正確であることを、同条〔6〕が「重大な」不利益が存在しないこと、「重要な事項」について記載が欠けていないことを、それぞれ保証する旨を定めているものと解されると判示した上で、Aの一店舗の中途退去に伴う違約金について、Y2は賃貸人として、違約金発生を十分判断できたはずで、違約金が発生しないとXに説明した上で、後に違約金があるとするのは、真実保証に反するとし、Yらが中途解約による違約金の存在を説明しなかったのは説明義務違反だとして、損害賠償の一部を認容した。

### ③東京地裁平成 19 年 9 月 27 日判決

**〔事実関係〕** X は Y1 と、資本提携に関する基本合意し、翌月に業務提携に関する基本合意を締結した（両者を併せて、「本件各提携契約」という）。

本件各提携契約に基づき、Y1 は、新株発行の第三者割当により、X の株式のうち、発行済株式総数の 51% を有するに至った。翌年 Y2 は、証券取引法違反で逮捕され、Y1 は上場廃止になった。X は、Y らの行為により、16 億円の損害を被ったとして、Y1 社・Y2 らに対しては、損害賠償請求を求め、出訴した。

**〔判旨〕** 判決は、企業買収において資本・業務提携契約が締結される場合、企業は相互に対等な当事者として契約を締結するのが通常であり、私的自治の原則が適用され、「特段の事情」がない限り、上記の原則を修正して相手方当事者に情報提供義務や説明義務を負わせることはできないとした。そして、「特段の事情」の有無について、本件資本提携契約の契約書 7 条は、X の表明保証責任の内容が財務状況を含めた多数の項目にわたり定められているのに対し、Y1 の表明保証責任の内容はわずか 3 項目にすぎず、かつ、財務状況における表明保証責任は定められていないことが認められる、X と Y1 とは、本件資本提携契約について、Y1 の財務状況を買収対象会社である X に対し表明保証する必要がないと理解していたものと認定するのが相当であって、本件資本提携契約を承認した原告取締役会の審議においても、Y1 の財務状況を問題とした質疑等は見当たらないことから裏付けることができるとして、『特段の事情』を認めず、損害賠償責任を否定した。

### ④東京地裁平成 22 年 3 月 8 日判決

**〔事実関係〕** X が、被告 Y ら（Y1 ～ Y8）との間で Y らから被告 A の発行済株式すべてを譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結した。そして、譲渡代金の一部を支払った。

X は、Y らが上記株式譲渡契約における株価算定と企業価値についての重要な点についての虚偽がないことの表明保証条項に違反していたため、上記株式譲渡契約を解除した旨主張して、Y らに対し、支払済みの譲渡代金約 6 億円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め出訴した。さらに、X は、A に対し、X から Y1 ～ Y4 に、それぞれ A の株主名簿の名義を戻すよう求め、出訴した。

**〔判旨〕** 本判決は、本件株式譲渡契約の解除権（解除原因）の有無について、その認定事実を踏まえ、X の表明保証違反の主張について子細な検討を加えた結果、本件株価算定書の重要な点に虚偽があった旨及び A の財務状況に悪影響を及ぼす重要な事実が生じた旨の X の主張はいずれも採用できないとして、解除権（解除原因）を前提とする X の本訴請求は、いずれも理由がないとして、これを棄却した。

### 第 3 ①～④の裁判例から読み取れる表明保証条項の法的意義

以上の裁判例を踏まえると、M&A において、表明保証条項を設けた場合、基本的に、条項ごとの法的効果が認められ、これに違反する場合には債務不履行として民法 415 条が適用されている。ただし、中には、買主側の事例であるが、ある事項に関し、表明保証条項がなかったこと等を理由として、表明保証条項に記載のない事項については、責任を負わない趣旨であると判断するものがある（③）。

以上からすれば、表明保証条項が、売手に責任の内容を特定する機能を有しているといえよう。買手の側としては、売手に責任を負わすべき事項すべてについてできるだけ詳細に表明保証条項を設ける必要がある。

裁判例の中には、企業買収の特殊性や公平の見地を理由に、表明保証条項が限定的に解釈されたり、表明保証条項違反の不知について重過失があれば表明保証責任が免責されると判断しているものがある（①、②）。表明保証条項は、できるだけ解釈の余地のないように、一義的な文言で条項を作成することが必要である。また、表明保証条項の対象となった事項について一応の DD を実施し、表明保証条項の前提となっている事実や計算書類について、調査をすることも必要であるといえよう。

※1 江平亨「表明・保証の意義と瑕疵担保責任との関係」弥永真生ほか編・現在企業法・金融法の課題 82 頁



台湾にて

苗村 博子  
(なむらひろこ)

# Topic of the secretariat

事務局から

## ～春の京都にて～

下記お知らせのとおり、苗村法務塾第二弾としまして、7月1日(金)、2日(土)に京都法務研修会を開催する運びとなりました。開催にあたり、先日研修会実行委員のメンバーで京都へ下見に行っていました。ちょうど桜が見ごろの時期で、京都の景色も一段と彩りを増して、春爛漫といった感じでした。

研修会場のウェスティン都ホテル京都では、今回ご協力いただいているNPO法人京都伝統フォーラム様にご協力いただいて、ホテルの中を案内していただきました。今回の研修会には関係はございませんが、各種会場や日本庭園、チャペル、その上なんとスイートルームの中まで見せていただきました！このスイートルームには海外から多くの有名人が宿泊に来られるとのこと。私はこのホテルを訪れたのは初めてだったのですが、日本の伝統様式を取り入れた贅を尽くされた造りに、とにかく感心するばかりで、今度来たときはぜひ泊ってみたいと思いました。

次に懇親会場であるあこがれの懐石「瓢箪」さんで、昼食がてら打ち合わせ。一步門をくぐる優雅な空間が広がる、お庭、お部屋、渡り廊下まで、雰囲気のあるお店です。お店の建物は明治の

日本画家、今尾景年氏の邸宅だった町家を改装したもので、重要文化財に登録されている

そうです。アトリエとして使われ、号数の大きな絵も立て掛けられるように設計されたそうで、古いお屋敷には珍しい天井高く、テーブルでの食事でも開放感があります。欄間に日本画がしつらえてあったり、床の間に書が飾られていたり、そこかしこに、おもてなしの心が見受けられます。もちろんお料理も美しくて美味しかったです。懇親会では、芸妓さんの京舞をご観賞していただく予定です。

今年はIPBA(Inter Pacific Bar Association:環太平洋法曹協会)が京都で開かれるなど、日本文化や生活様式は世界でも注目されています。

今回のセミナーでは、華道「未生流笹岡」次期お家元直々の華道講義を受けていただける企画も設けており、京都生まれの苗村を筆頭に、京都でしかできない体験、教養を身につけていただける、充実した研修会になるよう頑張ってお準備しております。

今後いろいろな研修会を企画しておりますので、苗村事務所一同、皆様と交流できる日をとても楽しみにしています。



充実した時間を過ごしていただけるよう真剣にしっかり打ち合わせしました。



毎年恒例のお花見。今年はどうしようかとも考えましたが、やはり事務所近くの大阪天満宮にお参りにすることにしました。事務所から天満宮まで普段だと気づかないような所に桜が咲いていて、1本1本観賞しながら歩きました。1月よりお迎えする先生方と大阪から頑張ろう!と事務所員一同心に決めました。

<http://www.namura-law.jp>

## 製薬会社法務部の皆様への法務研修会

### 「古都・京都で学ぶ国際法務と交渉術」のご案内

昨年11月から8回の連続講座で行いました「製薬会社の有能な法務パーソンを目指す基礎講座」に続く、京都での法務研修会の企画です。今回は、国際契約、特許ライセンス、JVの設立、デューデリ等について講義にて基礎知識を確認し、それを活かしたケーススタディーを通してネゴシエーションの実践力を身につける講座です(前回の講座を受講されていない方でも十分研修頂けます)。

また、今回は古都・京都での開催という地の利を活かし、華道「未生流笹岡」次期家元による、いけばなの基礎講座と体験もご用意しています。国際化社会でのビジネスに、日本文化の教養は欠かせないもの考えるからです。懇親会での楽しい企画も充実しています。ふるってご参加下さい。

月 日	7月1(金)・2日(土)
研修会場	ウェスティン都ホテル京都 京都市東山区三条躰上
講 師	大阪大学大学院国際公共政策研究科 / 法学部教授 のむらよしあき 野村美明 先生
	弁護士・ニューヨーク州弁護士 <small>みむらひろこ</small> 苗村博子
	華道「未生流笹岡」次期家元 <small>ささおかりゅうほ</small> 笹岡隆甫 先生
お問合せ先	matsumura@namura-law.jp



**苗村法律事務所**  
〒530-0047  
大阪市北区西天満  
2丁目6番8号  
堂島ビルディング7階  
※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋  
駅1番出口を上がり、御堂筋を  
北へ徒歩5分  
TEL: 06-4709-1170  
FAX: 06-4709-0131  
受付時間/9:00~18:00